

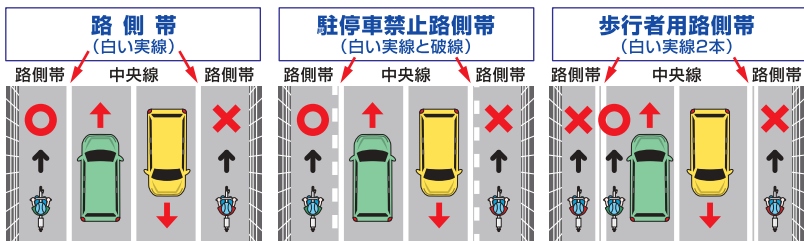
自転車の通行方法

自転車は左側通行

自転車は「車の仲間」です。道路の「左端」を通行しましょう。

路側帯の通行方法

(路側帯とは道路の端の白い線で区切られた部分)



自転車が歩道を通行できる場合

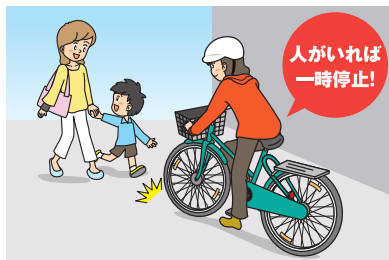
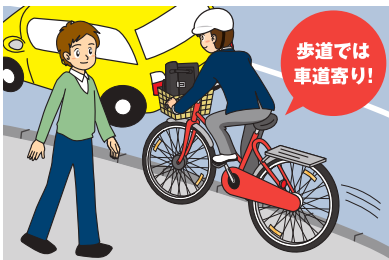


「普通自転車歩道通行可」

- ・自転車歩道通行可の標識がある場合
- ・自転車運転者が「13歳未満の子供」「70歳以上の高齢者」「身体の不自由な人」の場合
- ・道路工事をしていたり、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合

歩道は歩行者優先です

- ・いつでも止まれるスピードで車道寄りを通行しましょう
- ・歩行者の通行を妨げる恐れがあるときは一時停止しましょう



自転車安全利用5則

自転車は「軽車両」車の仲間です

ルールを守りましょう

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

平成19年7月10日
交通対策本部決定

このような乗り方は交通違反です!

携帯電話等を使用しながら...

【運転者の遵守事項】

道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第3号

罰則：5万円
以下の罰金

携帯電話を手で持って通話したり、表示されたメール等の画面を注視しながら自転車を運転することは禁止されています。

大音量で音楽等を聴きながら...

【運転者の遵守事項】

道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第5号

罰則：5万円
以下の罰金

ヘッドホンステレオ等を使用して大音量で音楽等を聴きながら自転車を運転することは禁止されています。

傘(かさ)をさしながら...

【運転者の遵守事項】

道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第2号

罰則：5万円
以下の罰金

傘(かさ)をさして自転車を運転することは、視野を妨げたりバランスを崩すおそれがあるため禁止されています。雨の日はレインコート(カッパ)を着用しましょう。

「ながら運転」は交通事故の原因となり大変危険です!
絶対にやめましょう!

無灯火運転禁止!

【車両等の灯火】

道路交通法 第52条第1項
大阪府道路交通規則 第10条第1号

罰則：5万円
以下の罰金



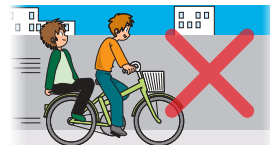
自転車のライトは、夜道を照らすだけでなく、歩行者や車の運転者などに自分の存在を早く知らせることで交通事故を防ぐことができます。

二人乗り禁止!

【乗車の制限】

道路交通法 第57条第2項
大阪府道路交通規則 第11条

罰則：2万円以下の
罰金又は料料



自転車は一人用の乗り物(例外を除く)です。二人乗りは、バランスを崩しやすくブレーキの効きも悪くなるなど、交通事故の原因となり大変危険です。

整備不良

【自転車の制動装置等】

道路交通法 第63条の9第1項
道路交通法施行規則 第9条の3

罰則：5万円
以下の罰金



ブレーキ装置がついていない自転車や、ブレーキがきかない自転車を運転することは禁止されています。

並走禁止!

【車両の並進の禁止】

道路交通法 第19条

罰則：2万円以下の
罰金又は料料



自転車は他の自転車と並んで走ることできません。
※並進可の標識がある道路は2台に限って並んで走ることができます。

違反を繰り返すと講習を受けなければなりません

自転車運転者講習制度

14歳以上が対象

※公安委員会が講習の受講を命じる

自転車運転者講習を受講

■講習時間：3時間 ■手数料：6,000円

※受講命令に従わない場合

一定の危険な違反行為をして
3年以内に2回以上
検査され又は事故を起こした
悪質自転車運転者

5万円以下の罰金